

指定校変更の要件等に関する基準

平成16年12月22日

16文教学学第768号

学校教育法施行令第8条に基づく指定校変更にかかわる要件及び手続き等について、次のとおり定める。

1 指定校変更の要件

(1) 小学校

- ① 申請理由が別紙の事由に該当する場合、これを承認することができる。
- ② 申請理由が別紙の理由に該当する場合であっても、承認により学級編制や学校教育に大きな障害が生じる場合については、これを承認しないことができる。

(2) 中学校

- ① 学校選択制度の導入により、新入学者及び転学者については、あらかじめ希望校の意見聴取の上で就学すべき学校を指定していることから、指定校変更については、別途定める各中学校の受入れ可能人数に余裕があり、かつ申請理由が別紙の事由に該当し真にやむを得ないものと考えられる場合に限り、承認することができるものとする。
- ② 申請理由が別紙の理由に該当する場合であっても、承認により学級編制や学校教育に大きな障害が生じる場合については、これを承認しないことができる。

2 指定校変更の手続き

- (1) 指定校変更を希望する保護者は、指定変更申請書に理由を明記し、次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会が定める期間内に提出する。
 - ① 教育委員会発行の就学通知書
 - ② その他教育委員会が必要とする書類
- (2) 教育委員会は、要件に該当するか等の確認を行い、申請受理の可否を決定する。
- (3) 申請事由及びその事由を証明する書類に虚偽があった場合は、変更申請を承認した後であっても、教育委員会は、その承認を取り消し、就学通知により指定された学校に就学させるものとする。

付 則

この基準は、平成16年12月22日から施行し、平成17年4月1日以降に入学又は転学する児童又は生徒について適用する。

別紙

事 由	理 由	必要書類・確認方法等
(1)身体的理由	<ul style="list-style-type: none"> ・心身に障害・病気（病弱を含む）があり、指定校への通学には過重な負担を伴う場合 ・長期間、定期的通院を要し、その診療時間が日中限られた時間帯のため、その病院の近くの学校へ通うことが健康維持のため必要な場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の程度がわかるもの ・診断書（病名、通院方法） ・診察券等
(2)転居予定	<ul style="list-style-type: none"> ・短期間のうちに転居することが確定しており、それが証明できる場合で、当初から転居先の通学区域内の学校に通学した方が望ましい場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・売買、賃貸契約書の写し等 ・転居先の住所・異動日がわかるもの
(3)兄弟姉妹関係	<ul style="list-style-type: none"> ・当該児童・生徒の兄または姉が変更を希望する学校に在学中であり、同一の学校へ就学させた方が望ましい場合 ・双子であるため、単学級の学校においては、同一学級となることが教育上支障のある場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・兄、姉の氏名を学齢簿で確認（在籍の確認）
(4)家庭環境	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の就業等により、学校との連絡、放課後の保護等、特に配慮を必要とする場合 ・保護者の長期通院加療及び療養、行方不明等の事由により、一時期または長期に保護する必要がある場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務証明書 ・保護者以外の者に放課後の保育を依頼する場合、その者の預かり書
(5)在学中の途中 転居	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の変化により本人に過重な負担がかかるために継続通学が望ましく、かつ通学に無理のない状況である場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・在学学校長の意見書
(6)その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他上記事情以外で、保護者もしくは児童、生徒に過重な負担となる等やむを得ない事情と認められる場合 	